省令

○総務省令第一号

地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、戸籍の附票の写しの交付に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十八日

総務大臣　山本　早苗
法務大臣　岩城　光英

戸籍の附票の写しの交付に関する省令等の一部を改正する省令

（戸籍の附票の写しの交付に関する省令の一部改正）

第一条　戸籍の附票の写しの交付に関する省令（昭和六十年法務省・自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「特別区及び」を「特別区にあつては区長」に、「、区長」を「区長又は総合区長」に改める。

（戸籍等の謄本等又は戸籍の附票の写しの交付の請求の受付及び引渡しの事務の郵便局における取扱いに関する省令の一部改正）

第二条　戸籍等の謄本等又は戸籍の附票の写しの交付の請求の受付及び引渡しの事務の郵便局における取扱いに関する省令（平成十三年総務省・法務省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第一項第一号」を「第二条第一号」に改める。

第二条中「第二条第一項の」を「第二条の」に、「同項第一号」を「同条第一号」に、「以下同じ。）又は」を「次条及び第四条において同じ。）又は」に、「同項第四号」を「同条第四号」に、「以下同じ。）の交付」を「次条において同じ。）の交付」に、「第二条第一項第一号」を「第二条第一号」に、「職員（以下」を「職員（次条及び第四条において」に改める。

第三条中「第二条第一項」を「第二条」に改め、「区」の下に「又は総合区」を加える。

第五条中「第二条第一項第一号」を「第二条第一号」に改める。

（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第三十四条第二項に規定する公共サービス実施民間事業者の要件を定める省令の一部改正）

第三条　競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第三十四条第二項に規定する公共サービス実施民間事業者の要件を定める省令（平成十八年総務省・法務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「、区」の下に「又は総合区」を、「又は区」の下に「若しくは総合区」を加える。

（戸籍の附票の写しの交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令の一部改正）

第四条　戸籍の附票の写しの交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令（平成十八年総務省・法務省令第二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「区」の下に「又は総合区」を加える。

附　則

この省令は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

○総務省・経済産業省・国土交通省令第一号

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）の施行に伴い、及び石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）を実施するため、石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十八日

総務大臣　山本　早苗
経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一

石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令の一部を改正する省令

石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令（昭和四十七年通商産業省、運輸省、自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「主務大臣又はその指名する職員」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十一条第二項に規定する審理員」に改め、同条第二項中「主務大臣」を「議長」に改め、「異議申立人又は」を削り、同条第三項から第五項までの規定中「主務大臣」を「議長」に改め、同条第六項中「異議申立人若しくは」を削り、同条第七項中「異議申立人若しくは」を削り、「これらの」を「その」に改め、「異議申立て又は」を削り、同条第八項中「異議申立人若しくは」を削り、「これらの」を「その」に改め、「異議申立書又は」を削り、同条第九項中「異議申立人若しくは」を削る。

附　則

この省令は、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

○厚生労働省令第四十三号

学校教育法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十六号）の施行に伴い、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の一部を改正する省令

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成二十八年厚生労働省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第九条のうち雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第百十条の三第一項第一号ロの改正規定の次に次のように加える。

附則第十七条の二の三第二項第一号イ(1)中「小学校（」の下に「義務教育学校の前期課程及び」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規則

人事院は、国家公務員災害補償法に基づき、人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年三月二十八日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一六―〇―六三

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を次のように改正する。

第十条中「第三条第三号」を「第三条第五号」に、「第十六条」を「第十七条」に改める。

第十条の二を削る。

附　則

この規則は、平成二十八年三月二十九日から施行する。

人事院は、国家公務員災害補償法に基づき、人事院規則一六―二（在外公館に勤務する職員、船員である職員等に係る災害補償の特例）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年三月二十八日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一六―二―一六

人事院規則一六―二（在外公館に勤務する職員、船員である職員等に係る災害補償の特例）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六―二（在外公館に勤務する職員、船員である職員等に係る災害補償の特例）の一部を次のように改正する。

第六条の二第一項中「第三条第三号」を「第三条第五号」に、「定める業務」を「定める業務又は」に改め、「又はイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（平成十五年法律第百三十七号）第三条第一項第一号に規定する人道復興支援活動若しくは同項第二号に規定する安全確保支援活動に係る業務」を削る。

附　則

この規則は、平成二十八年三月二十九日から施行する。